

産廃撤去の改善命令従わず

市、広畑の業者刑事告発

姫路署に処理法違反容疑で

阪神

姫路市は23日、同市打越の「宮ヶ谷最終処分場」から許可量を超えた産業廃棄物を運搬した業者を改善命令に従わなかったとして、「成

臨業業」(同市広畑区西郷前田)の同社の栗井社長を産業廃棄物処理法違反容疑で起訴した。

起訴されたのは、同社は20

13年に許可区域外での埋め立てが発覚し、処分場の使用停止命令を受けた。さ

らに姫路署に刑事告発した。

姫路署は23日、同市打越の

前田)の同社の栗井社長を産業廃棄物処理法違反容疑で起訴した。

起訴されたのは、同社は20

13年に許可区域外での埋

め立てが発覚し、処分場の

使用停止命令を受けた。さ

らに姫路署に刑事告発し

た。市によると、同社と社長を

起訴されたのは、同社は元

産業廃棄物を処理する業者

で、姫路署に刑事告発し、発

表されたのが、2013年9月

に、立方50万立方を超過して

おり、立方50万立方を超過して

用がない」と説明。今後も命令に従う可能性が低く

、廃棄物処理法に違反して公訴時効(21年1月31日)を10ヶ月以上も上回っていたこととなり、市は翌14年に「産廃処分業」と「処理施設設置」の許可を取り消

した。区域外の廃棄物を含めた超過分、計約10万6千立方分のうち、約1万9千立方を撤去するよう改善命令を出したところから。

しかし、同市は期限の18年1月を過ぎても約40立方分の撤出率が、市の立方50万立方を超過して「撤去費

金を出したところから。

2.7.4 産経

姫路の元業者告発

元産廃処分業者を告発

姫路市 改善命令違反の疑い

2.7.4 青森

姫路市が3日、許可権を超過する産業廃棄物を処理施設に埋め立て、市の改善命令に従わなかったとして、同市広畑区の土木工事会社「成臨業」(同社の栗井社長を産業廃棄物処理法違反(改善命令違反)の疑いで姫路署に告発した)。

【新幹線】